高松市脱炭素型都市推進会議清掃用具貸出規定

（目的）

第１　この規定は、まちの環境の保全を図るため、公共の場所を清掃するために使用する清掃用具等の貸出しについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（貸出用具等）

第２　貸し出す用具は竹ぼうき、しだぼうき、がんじき、ちりとり、ひばさみ（子ども用を含む）とする。

（貸出しの対象者）

第３　清掃用具の貸出し対象者は、公共の場所において無償で清掃を行う個人若しくは団体とする。

（貸出期間）

第４　貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して７日以内とする。ただし、高松市脱炭素型都市推進会議事務局長（以下「事務局長」という。）が特別の事情があると認めるときは、その期間を延長することができる。

（貸出数）

第５　清掃用具の貸出数は、高松市脱炭素型都市推進会議が管理している清掃用具の上限までとする。

（貸出料）

第６　清掃用具の貸出しは、無料とする。

（手続き）

第７　清掃用具の貸出しを受けようとする者は、清掃用具使用申請書（別記様式）を書面又は事務局の指定する電子申請システム等により事務局長に提出しなければならない。

２　事務局長は申請の内容を審査し、適当と認めるときは貸出しするものとする。

（返却）

第８　清掃用具の貸出しを受けた者（以下「借受人」という。）は、承認された返却予定日時までに清掃用具を返却しなければならない。

（目的外使用の禁止等）

第９　借受人は、承認を受けた目的以外に清掃用具を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の停止等）

第１０　事務局長は、借受人が、清掃用具を棄損し、又は返却予定日時を経過しても返却しないときは、直ちにその使用を停止し返却させるものとする。

（借受人の責任）

第１１　借受人は、清掃用具の使用上の事故について一切の責任を負わなければならない。

２　貸出期間中の清掃用具の維持管理は、借受人の責任において行わなければならない。

３　清掃用具を棄損、汚損、又は紛失したときは、清掃用具返却時に事務局長に報告しなければならない。また、原状復帰に必要な経費を借受人に請求する場合がある。